

税制調査会 第3回グループディスカッションの概要

1 減価償却制度等

【減価償却制度】

- 国際的なイコールフットィングの観点から、償却可能限度額（95％）は撤廃すべき。
- 産業構造の変化により償却のスピードが速くなっており、現行よりも加速的な償却を認めるべき。
- 今般の見直しを経済活性化のための特別措置として位置づけるのか、費用の期間配分の適正化として位置づけるのか、考え方を整理する必要がある。
- 利益操作可能な任意償却は問題であり、企業会計との関係で強制償却とすることも検討すべき。
- 中小企業の収益を確保するためには、任意償却を維持することが必要。
- 機械・装置が388区分あるなど耐用年数表の区分が細かすぎ、再検討する必要。
- 費用計算の問題である法人所得課税と、課税対象の評価の問題である固定資産税は、性格が異なるものであり、減価償却制度を見直しても固定資産税の評価を変える必要はない。
- 外国の例を見ても、法人所得課税と財産税は償却方法等が異なっており、固定資産税は、現行制度を維持すべき。
- 法人住民税の法人税割の計算は減価償却によっておきながら、固定資産税の評価は別に行うことについて理屈の整理が必要。
- 固定資産税は、応益原則に立った税であり、使用している限り課税すべき。

- 法人課税上の減価償却と、固定資産税の評価で異なる取扱いとする場合、執行上の問題にも留意すべき。
- 現在でも、法人税の減価償却と固定資産税の評価は異なっており、実務上も問題ない。
- 固定資産税は固定資産の物理的な存在を基礎として課税するものであり、また、固定資産は古くなるほど行政コストがかかるという面もある。
- 市町村への財政上の影響に鑑みても、現行評価方法を維持すべき。

2 地方法人課税

【外形標準課税等】

- 資本金を動かすことにより、結果的に外形標準課税を逃れている事例については手当が必要ではないか。
- 将来的には外形標準課税そのものを拡充することを検討すべきではないか。
- 事業税の社会保険診療報酬の非課税措置について廃止すべき。

3 その他の事項

【道路特定財源】

- 道路特定財源の一般財源化を政府税調として強く打ち出す必要があり、これまでの税調答申で指摘しているように現行税率を維持すべき。また、暫定税率を本則化すべき。

- 地方をはじめ道路が足りないとの主張があるが、道路建設の費用対効果を分析すべき。
- 地方の道路特定財源については、道路整備の要望が強い一方、道路事業に占める特定財源の割合が低く、オーバーフローが生じていないことなどを踏まえ、検討すべき。
- 地方の道路整備は、高齢化対策や医療対策といった側面もあり、非常にニーズが高いことを考慮すべき。

【環境税】

- 日本人は環境意識が高いが、行動に移せない。この意識を後押しする観点や外部不経済の内部化といったことを踏まえ、環境税を創設すべき。
- 石油価格が高騰しても石油消費が減らないように、環境税には消費削減効果はなく、環境税導入には反対であり、他の手法を検討すべき。

【企業関係租税特別措置】

- 租税特別措置については、整理していかなければならない。
- 子育て支援については、女性就労が欧米諸国と比べ抑制されている実態を踏まえ、諸控除の見直しやパートと正規雇用者の格差是正など、中低所得の夫婦世帯に対する支援が必要。
- 特定資産の買換え特例については、地域格差の是正に資する面もあることから、延長すべき。

【法人実効税率】

- 法人税だけでなく、他の税目や社会保障負担を含めた国際比較が必要。

- 法人税をEU諸国にあわせて国際標準並にすべきというなら、消費税をEU諸国並にすべきという議論があってもよい。
- 19年度改正での対応は難しいかも知れないが、法人の実質負担を国際的にイコールフットィングにすることを目指すという方向を答申に書き込むべき。
- 製造業における国際競争はアジアとの間で熾烈になっており、アジアとの比較も重要。